



日本帰国条件緩和 のお知らせ

現在、日本帰国にはワクチン接種証明書又は陰性証明書の取得・提示が条件となっていますが、5/8に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に変更されることに伴い、**4/29（土）以降不要となります。**

4/28（金）まで

- ①ワクチン3回以上接種
⇒ワクチン接種証明書
（海外渡航用）
- ②ワクチン2回以下
⇒陰性証明書
（現地発72時間内に検査）

4/29（土）
以降日本着

不要

詳細について⇒

[水際対策 | 厚生労働省 | 日本政府 \(mhlw.go.jp\)](#)

厚生労働省 水際対策HPの記載内容を抜粋

※日本時間4月29日午前0時以降に日本に到着する航空機に搭乗する場合には、有効なワクチン証明書又は出国前検査証明書の提示は不要となります。